(4)　届出をして貸出業を行う者にあっては、ハに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

(一)～(四)　（略）

(五)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

(六)　（略）

ナ～ヰ　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律（次条において「法」という。）第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(3)(二)の規定は適用しない。

第三条　この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ(10)(五)(ロ)の規定は適用しない。

(4)　届出をして貸出業を行う者にあっては、ハに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

(一)～(四)　（略）

(五)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(六)　（略）

ナ～ヰ　（略）

法規的告示

○デジタル庁総務省告示第三十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年十月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件

個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第12　カード代替電磁的記録の発行等 ［1～3　略］ 4‖　特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名 個人番号カード等省令第39条の5第6項の主務大臣が定める期間は、3の（4）の期間とする。 5‖　［略］	第12　カード代替電磁的記録の発行等 ［1～3　同上］ ［新設］ 4‖　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。